

屋代保育園改築事業基本計画策定支援業務要領

1. 業務実施計画書の提出

- (1) 受託者（以下「乙」という。）は、契約締結後 10 日以内に業務実施計画書を作成のうえ千曲市（以下「甲」という。）に提出し、承認を得ること。
- (2) 業務実施計画書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ①業務概要
 - ②業務実施方針
 - ③業務工程
 - ④業務実施体制及び組織計画
（管理技術者、担当技術者名簿及び経歴、業務分担表を含む。また協力者がある場合は、協力者の概要、担当技術者名簿及び経歴、業務分担表を含む。）
 - ⑤業務フローチャート
 - ⑥打合せ計画
 - ⑦成果物の内容、部数
 - ⑧連絡体制
 - ⑨その他甲が必要とする事項

2. 基礎調査

- (1) 屋代保育園の現状と課題を整理する。
- (2) 屋代保育園の園児数の推移等から、園児数を推計する。
- (3) 建築計画の基本条件に係る関係法令等（建築基準法・都市計画法・農振法・農地法・土地収用法・河川法等）についての必要な手続きを確認し、関係官公署との協議、各種法的手続き等の整理

3. 施設の規模や機能の整理

- (1) 都市計画法、建築基準法等の法的条件を踏まえて、敷地、園舎の形状・配置等の検討を行う。
- (2) 川東地域全体の小学校区域ごとの子供の将来人口推計を行い、屋代保育園の将来における園児数等を考慮したうえで、施設の規模や機能、保育室他の配置について検討する。
 - ①必要諸室の選定及び規模の導出
 - ②倉庫等附帯施設の規模の導出
 - ③園舎全体の規模の導出
- (3) 園舎の高さ、外観等の景観面の検討及び騒音等の環境面の検討、計画地における園舎、園庭、駐車場等の配置計画を検討する。
 - ①遊具配置を含めた園庭の必要面積の算定
 - ②送迎者及び職員、その他来園者の駐車スペースと必要台数の検討
- (4) 基本計画検討委員会を開催し、関係する市民の意見を反映した整備計画について検討する。

4. 会議等のための資料作成及び運営支援

- (1) 検討委員会の協議事項の設定、調整、打合せ

(2) 検討委員会の会議資料の作成

(3) 検討委員会への出席及びファシリテーション、会議録（要旨）の作成

5. 工事計画の検討

(1) 事業スケジュールの検討

6. 基本計画の策定

(1) 仕様書及び本要領を踏まえ、統合保育園の規模、機能、建設候補地、事業スケジュール、その他基本設計に必要な事項について整理・検討を行い、基本計画の策定支援を行う。

7. 計画策定に関する一般事項

(1) 基本方針：千曲市子ども・子育て支援事業計画との整合を図ること。

(2) 景観：千曲市美しいまちづくり景観条例、同施行規則、千曲市景観計画を考慮のうえ、地域の景観に十分配慮すること。

① 機能性、安全性、経済性及び施設の特性を踏まえたデザインの向上

② 街並みや自然環境との調和、周辺環境との一体性及び地域特性の導入

(3) 周辺環境：地域の気象条件に適合し、周辺環境との調和を図るとともに次の事項について配慮すること。

① 日照、通風の確保及び騒音、振動の抑制・眺望の妨害、見下ろしによる威圧感やプライバシーの侵害の防止

② 周辺道路の交通障害等の防止

③ 敷地の緑化、周辺道路の安全確保、降雪及び凍結対策

(4) 防災：次の事項を考慮し、災害防止を図ること。

① 地震・風水害等の自然災害に対する安全性・有効な避難経路の確保

(5) 幼児、高齢者、身体障害者：幼児、高齢者、身体障害者等の特性を踏まえ「長野県福祉のまちづくり条例」等に従い機能性、安全性を考慮した計画とすること。特に段差の解消・手すりの配置・通行幅について十分検討すること。

(6) 省エネルギー：敷地の環境、建物の用途、規模等の諸条件を総合的に考慮し調整を行いながら省エネルギー化を図り、周辺環境や地球環境への環境負荷低減をはかること。千曲市役所環境率先行動計画にも配慮すること。

(7) 自然循環型社会への配慮

① 自然循環型社会構造へ配慮するとともに、品質、性能及び市場性、廃棄物処理等を考慮すること。

(8) 千曲市木材利用促進方針

方針に則り構造、仕上げ、暖房機器について木材利用を検討する。（他の工法等とコストなどのメリットデメリットを比較検討すること。）

(9) その他：監督員の指示による事項について、その都度協議すること。